

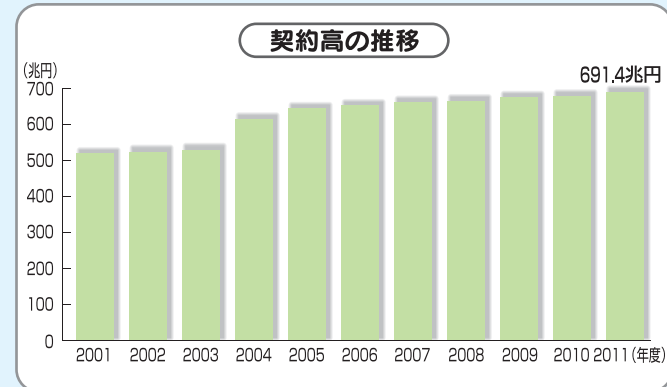
ご加入にあたり、
右記にご注意ください

この「新団体年金共済」リーフレットに記載された予定受取金（受取年金額・脱退一時金など）の金額は、「新団体年金共済」の予定利率（年1.25%）で試算したものです。なお、予定利率は将来変動することがありますので、将来のお支払額を保証するものではありません。

全労済は、暮らしの安心を支えるために生まれた、 保障の生活協同組合です。

契約高は691.4兆円に

2011年度末（2012年5月末）における全制度を合計した契約高は691.4兆円となりました。



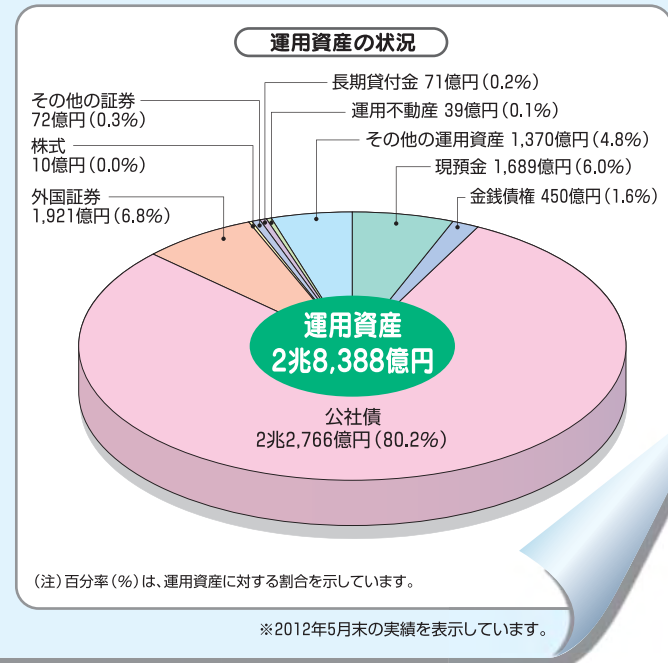
十分な保障力を確保

組合員の信頼に応えるために十分な保障力を確保。将来の共済金支払いのために積み立てる責任準備金とは別に、2,220億円の自己資本と219億円の価格変動準備金、さらに大規模な自然災害などに備える異常危険準備金2,623億円の合計5,062億円を保有しており、修正自己資本比率は総資産の16.2%となっています。

資産運用は堅実で安全性を重視

全労済は、契約者の皆さまからお預かりしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えるため、堅実な資産運用を基本としています。

資産運用にあたっては総合的なリスク管理のもと、安全性の高い公社債運用を中心に、外国証券や株式等による運用もあわせて行い、収益性の向上を目指しています。



保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じた下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

◇掛金の払込方法 月払いの場合1,200円（毎月100円×12ヵ月）、半年払いの場合1,000円（1回500円×2回）
年払いの場合1,000円（1回のみ）、一時払いの場合1,000円（1回のみ）

インターネットホームページアドレス <http://www.zenrosai.coop>

お申し込み・お問い合わせは

げきじょう新年金共済

新団体年金共済

在職中に積み立てて、
ゆとりあるセカンドライフを!



あなたと一緒に、
すすんでいく。

助け合いから生まれた保障の生協です

全労済は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

げきじょう新年金共済の特長は？

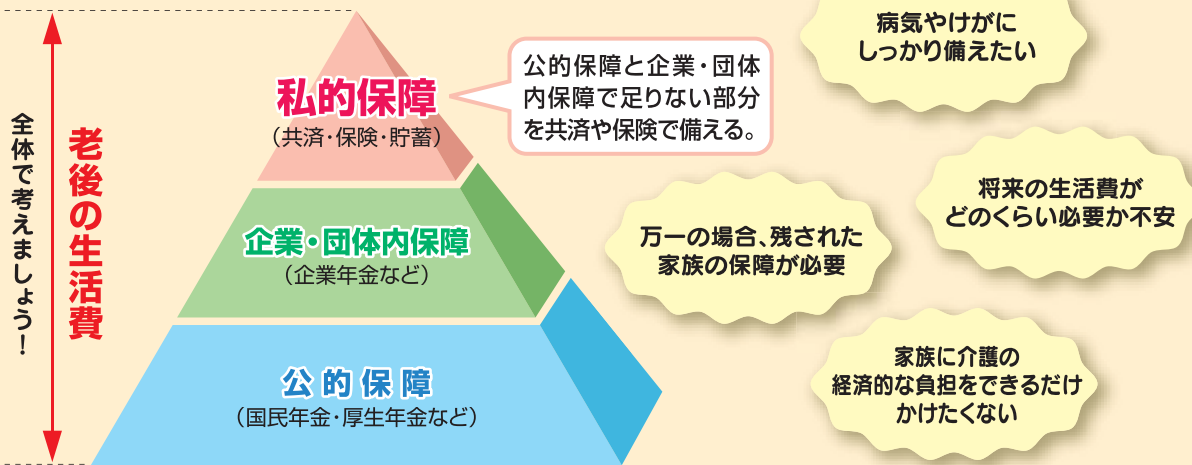
1 無理のない積み立てで将来必要な資金づくりができます。

月払いをベースに半年払い、年払いの併用もできます。ライフサイクルにあわせた掛金額の増減や随時払いの活用で、無理なく将来の生活に必要な資金を貯めることができます。

2 さまざまなニーズに応えるプランをご用意しました。

積み立てた掛金を年金で受け取るプランと、受け取り時に医療保障、介護保障、生命保障、年金での受け取りの中から保障を選択できるプランがあります。家族構成・ライフプランなどにあわせて保障設計できる新団体年金共済で、ご自分に本当に必要な保障を考えましょう。

●将来考えられるリスクに備えて、保障を考えましょう。



3 税制上の特典があります。

掛金は一般生命保険料(共済掛金)控除の対象となります。また、一定の条件を満たした契約(税適プラン)は、個人年金保険料(共済掛金)控除の対象となります。

4 申込手続きは簡単です。

加入申込書に必要事項を記入して団体窓口にご提出ください。
※契約の成立と効力の発生(契約責任の開始日<発効日>)についてはP12注意喚起情報をご確認ください。

ご確認ください

積立期間中または年金開始後の予定利率、予定死亡率および予定事業費率(付加掛金率など)を計算基礎率といいます。計算基礎率は厚生労働大臣の認可を得て制度改正がおこなわれ、変更となったときは、それ以後にご加入の契約だけではなく、すでにご加入の契約を含めた新団体年金共済の契約全体に、変更後の計算基礎率が適用されるため、各種表の契約年金受取総額が変動する場合がありますので、ご了承ください。

加入から退職時の手続きまで

加入手続き

将来の目的にあわせて、無理のない積立方法を考えましょう。

積立期間

退職時の手続き

年金開始日(原則として退職時)が近づくと、全労済からコース選択または年金受け取りの書類をお届けします。ご加入のプランごとに受取方法・保障内容の選択をしましょう。

コース選択や年金受け取りにあたって積立金をご希望の保障内容の原資(掛金)に満たない場合は、不足分を一括で払い込むこともできます。

この部分は一括での払い込みが可能です。



各コース(医療・介護・生命・年金)の保障内容・掛金は各コースの発効日(年金開始日)時点のものが適用されます。このリーフレットに記載されている保障内容・掛金例は2013年6月1日現在のものとなりますので、各コースを選択される際には保障内容選択時にお渡しする書類で保障内容・掛金をご確認ください。

※年金コース以外の加入にあたっては、健康状態についての告知、加入審査があります。

年金・保障開始

在職中にしっかり積み立て、退職後は安心の毎日を!!



年金原資(払込満了時積立金)

積立金

予定利率(年1.25%)で純掛金を積み立てた金額のことで契約年金の原資となるものです。なお、予定利率は将来変更することがあります。
※純掛金とは掛金から共済事業を運営して行くために必要な事業費(付加掛金)を除いた額をいいます。

加入

退職

脱退一時金

(月払掛金10,000円の場合)

単位(円)

積立年数	脱退一時金	払込掛金累計	積立年数	脱退一時金	払込掛金累計	積立年数	脱退一時金	払込掛金累計
1年	115,000	120,000	16	2,018,000	1,920,000	31	4,276,000	3,720,000
2	232,000	240,000	17	2,157,000	2,040,000	32	4,441,000	3,840,000
3	350,000	360,000	18	2,297,000	2,160,000	33	4,608,000	3,960,000
(注)4	470,000	480,000	19	2,439,000	2,280,000	34	4,777,000	4,080,000
5	591,000	600,000	20	2,583,000	2,400,000	35	4,947,000	4,200,000
6	713,000	720,000	21	2,728,000	2,520,000	36	5,120,000	4,320,000
7	837,000	840,000	22	2,875,000	2,640,000	37	5,294,000	4,440,000
8	963,000	960,000	23	3,024,000	2,760,000	38	5,471,000	4,560,000
9	1,089,000	1,080,000	24	3,174,000	2,880,000	39	5,649,000	4,680,000
10	1,217,000	1,200,000	25	3,326,000	3,000,000	40	5,830,000	4,800,000
11	1,347,000	1,320,000	26	3,480,000	3,120,000	41	6,012,000	4,920,000
12	1,478,000	1,440,000	27	3,636,000	3,240,000	42	6,197,000	5,040,000
13	1,611,000	1,560,000	28	3,793,000	3,360,000	43	6,384,000	5,160,000
14	1,745,000	1,680,000	29	3,952,000	3,480,000	44	6,573,000	5,280,000
15	1,881,000	1,800,000	30	4,113,000	3,600,000	45	6,764,000	5,400,000

※この表は千円未満を切り捨てた額で表示しています。

※死亡一時金は上記金額へ1回分の掛金をプラスした金額を支払います。

(注)積立年数が短い場合には、脱退一時金は払込掛金の累計を下回ります。

税適プラン

年金コースのみです。

1.年金コース



定額型 年額 **120万円限度** 受取期間**5年**または**10年**または**15年** (税適プランは10年または15年です)

逓増型 年額 **120万円限度** (初年度) 受取期間**5年**または**10年**または**15年** (税適プランは10年または15年です)

定額型 年額 **120万円限度** 最長15年間保証期間付 ※終身年金逓増型も選択できます。

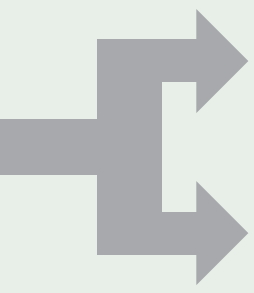
5ページへ

将来保障選択プラン

4つのコースから選択できます(複数の選択も可能です)。

●健康状態について告知していただけます。
●年金原資を利用して、一時払いで加入します。

2.医療コース

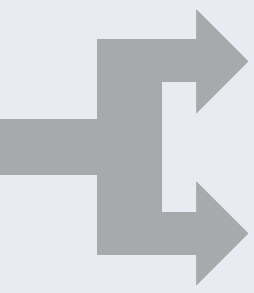


終身 入院日額**3,000円~10,000円**の範囲で選択

定期 入院日額**3,000円~10,000円**の範囲で選択 満80歳の契約満了日まで保障

6ページへ

3.介護コース

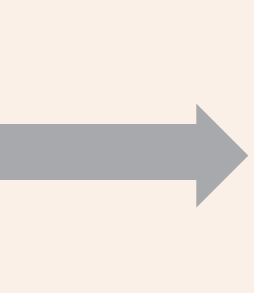


終身 介護月額**30,000円、45,000円**のいずれかを選択

定期 介護月額**30,000円、45,000円**のいずれかを選択 満80歳の契約満了日まで保障

7ページへ

4.生命コース



終身 死亡共済金額**200万円~2,000万円**の範囲で選択

8ページへ

脱退一時金をご希望の方は

まとまった資金をご希望の方は、一時金での受け取りもできます。

積立期間(最低5年間)

手続き

年金・保障開始

※税適プランは最低10年間の積立期間が必要です。

年金コース

ゆとりあるシニアライフのために。

- 一定期間、確実に年金を受け取る「確定年金」と、一生にわたって年金を受け取る「終身年金」を選択できます。
- 年額120万円まで加入することができます。
- 将来保障選択プランでは年金コースにプラスして医療コース、介護コース、生命コースと組み合わせて選択することができます。

確定年金

公的年金の一定期間の備えとして最適です。

- 定年退職後、公的年金を補い生活を充実させるのにピッタリです。
- 年金受取期間中に加入者（被共済者）がお亡くなりになられても、残りの受取期間の年金をご家族の方がお受け取りになれます（遺族確定年金）。

定額型

年額 **120万円** 限度
(受取期間5年または10年または15年)

※税適プランは受取期間10年または15年です。

年金開始
●契約年金額12万円とするための必要な原資です。

年金原資表	受取期間		男女共通
	5年	10年	
	5年	10年	591,221円
	10年	15年	1,146,836円
	15年		1,668,991円

※積み立てた年金原資に応じた年金額をお受け取りいただけます。

増額型

年額 **120万円** 限度 (初年度)
(受取期間5年または10年または15年)

※税適プランは受取期間10年または15年です。

年金開始
●契約年金額12万円とするための必要な原資です。

年金原資表	受取期間		男女共通
	5年	10年	
	5年	10年	649,031円
	10年	15年	1,396,503円
	15年		2,228,206円

※積み立てた年金原資に応じた年金額をお受け取りいただけます。

終身年金

一生にわたって年金を受け取れます。

- 公的年金を補うことで、ゆとりが生まれます。
 - 最長15年間の保証期間がついているので、加入者（被共済者）がお亡くなりになられても残りの保証期間の年金をご家族の方がお受け取りになれます（遺族年金）。
- ※保証期間は、年金開始年齢によって異なります（15年間または満75歳までのいずれか短い期間となります）。

定額型

年額 **120万円** 限度

最長15年間保証期間付

年金開始
●契約年金額12万円とするための必要な原資です。

年金原資表	年金開始年齢	性別	
		男性	女性
	満55歳	2,856,406円	3,348,062円
	満60歳	2,532,939円	2,987,886円
	満65歳	2,111,822円	2,575,929円

※積み立てた年金原資に応じた年金額をお受け取りいただけます。

増額型

年額 **120万円** 限度 (初年度)

最長15年間保証期間付

年金開始
●契約年金額12万円とするための必要な原資です。

年金原資表	年金開始年齢	性別	
		男性	女性
	満55歳	4,796,257円	6,013,266円
	満60歳	4,025,840円	5,078,254円
	満65歳	3,165,511円	4,130,947円

※積み立てた年金原資に応じた年金額をお受け取りいただけます。

用語の解説

- 確定年金**
確定年金は受取期間を5年・10年・15年のうちから選択できます。
- 終身年金**
終身年金は受取期間が終身で、最長15年の保証期間がついています。
- 契約年金額**
年金開始初年度に受け取れる年金年額のことです。1口12万円（最高10口・120万円まで）。
- 定額型**
受け取れる年金の額が毎年一定です。
- 増額型**
2年目以降、毎年、初年度年金年額の5%ずつ増額します。
- 死亡一時金**
掛金払込期間中に死亡されたときお支払いします。このとき、契約は終了します。
- 遺族確定年金**
年金受取期間中に死亡されたときは、その残りの期間分の年金はご家族の方がお受け取りになれます。
- 遺族年金**
保証期間中に死亡されたときは、その残りの期間分の年金はご家族の方がお受け取りになれます。
- 年金原資**
年金開始時点で必要となる積立金のことをいいます。年金原資は年金の種類・年金支払期間（確定年金の場合）・給付の型・年金開始年齢・性別（終身年金の場合）によって異なります。

※上記の記載内容は2013年6月1日現在のものとなります。

医療コース

病気やけがにしっかり備える安心の医療保障を。

- 終身医療プランまたは定期医療プランを選択できます。
 - 終身医療プラン、定期医療プランとも入院日額は3,000円～10,000円の範囲で1,000円単位で選択することができます。終身医療プラン、定期医療プランの両方を選択することもできます。
 - 受取時（原則として退職時）に年金コース、介護コース、生命コースと組み合わせて選択していただけます（年金コース以外の加入にあたっては健康状態についての告知、加入審査があります）。
- ※1すでに全労済の他の医療保障にご加入されている場合を含め、合計15,000円が限度（満61歳から満70歳の方は10,000円が限度）です。詳しくは全労済までお問い合わせください。
- ※2加入年齢、職業、身体の状態（重度障がい）に応じて、加入には制限があります。

終身医療プラン

一生継続く医療保障なのでずっと安心。

- 日帰り入院から保障します。
- 1回の入院で最高180日（通算1,000日）を限度として共済金をお支払いいたします。
- 一生の安心が欲しい方におすすめです。

●入院日額5,000円の場合

保障内容	終身医療
入院したとき	(1日目から)日額 5,000円
入院前後の通院	日額 1,500円
手術を受けたとき	手術(全労済所定)の種類に応じて 1回につき 5・10・20万円
長期入院したとき	30万円
先進医療費用	最高 100万円
死亡したとき	①満80歳の発効年応当日まで： 200万円 (入院日額の400倍) ②満80歳の発効年応当日の翌日以後： 20万円 (入院日額の40倍)
生存祝金	満80歳の発効年応当日： 10万円 (入院日額の20倍)

お支払い例

急性心筋梗塞で倒れ、開胸して冠動脈手術を行う。38日間入院し、無事に退院。



手術 **200,000円** + 入院 **190,000円**
(入院日額5,000円×38日間)
= お支払総額 **390,000円**

一時払掛金例	保障開始年齢	性別	
		男性	女性
	満55歳	2,935,200円	3,249,100円
	満60歳	2,935,860円	3,297,470円
	満65歳	2,882,230円	3,319,470円

※年金原資を一時払掛金に充当して加入します。原資が不足する場合は不足分を一括で払い込んでいただくことも可能です。

定期医療プラン

お手頃な掛金で、満80歳までの医療保障。

- 5日以上連続した入院のとき1日目から保障します。
- 1回の入院で最高180日（通算1,000日）を限度として共済金をお支払いいたします。

●入院日額5,000円の場合

保障内容	定期医療 (満80歳まで)
入院したとき	(5日以上連続して入院したとき1日目から)日額 5,000円
入院前後の通院	日額 1,500円
手術を受けたとき	手術(全労済所定)の種類に応じて 1回につき 5・10・20万円
長期入院したとき	30万円
先進医療費用	最高 100万円
死亡したとき	100万円
重度の障がいが残ったとき	100万円

お支払い例

めまいなどの症状があらわれ受診。良性の脳腫瘍と診断され、頭蓋内手術を受け28日間入院。退院後10日通院した場合。



手術 **200,000円** + 入院 **140,000円** + 退院後通院 **15,000円**
(入院日額5,000円×28日間) (日額1,500円×10日)
= お支払総額 **355,000円**

一時払掛金例	保障開始年齢	性別	
		男性	女性
	満55歳	1,643,580円	1,385,440円
	満60歳	1,549,610円	1,295,910円
	満65歳	1,392,180円	1,158,470円

※年金原資を一時払掛金に充当して加入します。原資が不足する場合は不足分を一括で払い込んでいただくことも可能です。

※医療コースの発効日(年金開始日)時点の保障内容・掛金が適用されます。上記の記載内容は2013年6月1日現在のものとなりますので保障内容・加入限度額等の詳細については、保障選択時にお渡しする書類でご確認ください。

いざというときに頼れる介護保障で 家計の負担を減らし、ゆとりある生活を。



- 終身介護プランまたは定期介護プランを選択できます。
- 終身介護プラン、定期介護プランとも介護月額が30,000円と45,000円から選択できます。終身介護プラン、定期介護プランの両方を選択することもできます。
- 受取時（原則として退職時）に年金コース、医療コース、生命コースと組み合わせて選択いただけます（年金コース以外の加入にあたっては健康状態についての告知、加入審査があります）。
 - ※1 すでに全労済の他の介護保障にご加入されている場合を含め、合計75,000円が限度（満61歳から満70歳の方は45,000円が限度）です。詳しくは全労済までお問い合わせください。
 - ※2 加入年齢、職業、身体の状態（重度障がい）に応じて、加入には制限があります。

終身介護プラン

介護保障に的をしばった一生涯の安心。

- 軽度の要介護状態には一時金をお支払いします。
- 寝たきりや認知症で要介護状態になったときの生活をサポートします。
- 一生涯の介護保障をお考えの方に。

● 介護月額45,000円、受取期間：終身の場合

保障内容	終身介護
介護初期費用	(1回限り) 90,000円
軽度介護一時金	(1回限り) 45万円
介護共済金	月額 45,000円 (受取期間：終身)
死亡したとき	① 満80歳の発効年応当日まで： 216万円 (介護月額の48倍) ② 満80歳の発効年応当日の翌日以後： 27万円 (介護月額の6倍)
生存祝金	満80歳の発効年応当日：(1回限り) 90,000円

※このほか、介護共済金の受取期間が10年のコースもあります。

お支払い例

認知症の診断を受け、要介護状態（全労済所定）となり3年が経過。

介護初期費用 軽度介護一時金 介護共済金
90,000円 + 450,000円 + 1,620,000円
(介護月額45,000円×36ヵ月)
= お支払総額 2,160,000円

一時払掛金例	保障開始年齢	男性	女性
	満55歳	2,671,533円	3,761,019円
	満60歳	2,688,318円	3,903,876円
	満65歳	2,677,527円	4,015,863円

※年金原資を一時払掛金に充当して加入します。原資が不足する場合は不足分を一括で払い込んでいただくことも可能です。

定期介護プラン

医療保障がセットになった満80歳までの介護保障。

- 介護保障に、入院から通院まで幅広く備える医療保障を組み合わせたタイプです。
- 寝たきりや認知症で要介護状態になったときの生活をサポートします。

● 介護月額45,000円、受取期間：10年限度、入院日額5,000円の場合

保障内容	定期介護 (満80歳まで)
介護初期費用	(1回限り) 90,000円
介護共済金	月額 45,000円 (受取期間：10年限度)
入院したとき	(5日以上連続して入院したとき1日目から) 日額 5,000円
入院前後の通院	日額 1,500円
手術を受けたとき	手術(全労済所定)の種類に応じて 1回につき 5・10・20万円
長期入院したとき	30万円
先進医療費用	最高 100万円
死亡したとき	100万円
重度の障がいが残ったとき	100万円

お支払い例

事故により頭蓋内手術を受け、30日間入院後に退院。神経系統に障がいが残ったため寝たきりとなり、要介護状態（全労済所定）となり4年が経過。

手術 入院 介護初期費用
200,000円 + 150,000円 + 90,000円
(入院日額5,000円×30日間)
介護共済金
+ 2,160,000円 = お支払総額 2,600,000円
(介護月額45,000円×48ヵ月)

一時払掛金例	保障開始年齢	男性	女性
	満55歳	2,327,400円	2,250,115円
	満60歳	2,218,715円	2,173,635円
	満65歳	2,029,560円	2,018,420円

※年金原資を一時払掛金に充当して加入します。原資が不足する場合は不足分を一括で払い込んでいただくことも可能です。

※介護コースの発効日(年金開始日)時点の保障内容・掛金が適用されます。上記の記載内容は2013年6月1日現在のものとなりますので保障内容・加入限度額等の詳細については、保障選択時にお渡しする書類でご確認ください。



万一のとき、残されたご家族の 生活を守る一生涯の遺族保障を。

- 一生涯にわたる遺族保障です。
- 死亡共済金額は200万円～2,000万円の範囲で100万円単位で選択することができます。
- 受取時（原則として退職時）に年金コース、医療コース、介護コースと組み合わせて選択いただけます（年金コース以外の加入にあたっては健康状態についての告知、加入審査があります）。
 - ※1 すでに全労済の他の終身生命保障にご加入されている場合を含め、合計2,000万円が限度（満61歳から満70歳の方は500万円が限度）です。詳しくは全労済までお問い合わせください。
 - ※2 加入年齢、職業、身体の状態（重度障がい）に応じて、加入には制限があります。

終身生命プラン

一生涯の安心をお届けします。

- 不慮の事故等による死亡の場合は倍額を保障します。
- いきいきボーナス(長寿共済金)をプラスすることができます。

● 死亡共済金額300万円の場合

保障内容	終身生命
病気等	300万円
死亡・重度障がい	600万円 (満80歳まで)
不慮の事故等	600万円 (満80歳まで)
不慮の事故等により障がいが残ったとき	12万円～270万円 (満80歳まで)

お支払い例

万一、交通事故で亡くなったら
お支払額 **600万円**



一時払掛金例(いきいきボーナスの付帯なし)	保障開始年齢	男性	女性
	満55歳	2,545,500円	2,436,990円
	満60歳	2,620,080円	2,515,350円
	満65歳	2,689,320円	2,593,620円

※年金原資を一時払掛金に充当して加入します。原資が不足する場合は不足分を一括で払い込んでいただくことも可能です。

退職後の趣味や楽しみに

いきいきボーナスを付帯できます。

長寿共済金

発効日(年金開始日)以後、加入者が生存している場合、5年ごとに「いきいきボーナス」を受け取れます。退職後の趣味や楽しみにご活用ください。

例えば「満65歳 ご加入モデル」

▶ 病気等の死亡共済金額の5%で設定
〈終身生命プラン〉 **300万円**
〈いきいきボーナス〉(初回) **15万円**

5年ごとにゆとりのいきいきボーナス

15万円 15万円 30万円 45万円 60万円

満90歳までの受取合計額 **165万円**

終身生命プラン

満65歳 満70歳 満75歳 満80歳 満85歳 満90歳 ご加入

いきいきボーナス掛金例	保障開始年齢	男性	女性
	満55歳	476,835円	717,930円
	満60歳	520,890円	767,415円
	満65歳	586,020円	829,425円

※年金原資を一時払掛金に充当して加入します。原資が不足する場合は不足分を一括で払い込んでいただくことも可能です。

※生命コースの発効日(年金開始日)時点の保障内容・掛金が適用されます。上記の記載内容は2013年6月1日現在のものとなりますので保障内容・加入限度額等の詳細については、保障選択時にお渡しする書類でご確認ください。

用語のご説明

1 税適プラン・将来保障選択プラン

●税適プランとは…

一定の条件をみたす契約について、掛金を所得税法に定める個人年金保険料（共済掛金）控除の対象とすることができる「個人年金税制適格年金特則」を付帯した契約のことをいいます。年金受給専用のプランです。

●将来保障選択プランとは…

掛金は一般の生命保険料（共済掛金）控除の対象となります。受け取り時（原則として退職時）に年金・医療・介護・生命のコースより保障を選択していただけます（年金コース以外の加入にあたっては、健康状態についての告知、加入審査があります）。

2 年金開始年齢

各団体との協定書に定められた（協定書で定められた範囲で加入時に選択した）年金開始年齢から年金の支払いが開始されます。

※年金開始年齢は加入後満55歳から満65歳の範囲で変更することができます。ただし将来保障選択プランは最低5年、税適プランは最低10年の積立期間が必要です。また、税適プランで確定年金を選択される場合は年金開始年齢を60歳以上とする必要があります。

3 1口あたりの掛金と契約口数

▶掛金は次の払込方法の中から選択します。

払込方法	1口あたりの掛金
① 月払い	1,000円(3口から加入できます。)
② 半年払い	10,000円(1口から加入できます。)
③ 年払い	10,000円(1口から加入できます。)
④ 随時払い	10,000円(10口から申込可能です。)

※月払い、半年払い、年払いの併用もできます。

※随時払いは①～③と併用する払込方法です。

※払い込まれた掛金の一部は、ご契約を維持・管理するための経費等に当てられます。

4 割り戻し金

予定利率を上回って運用された場合など、毎年の決算で剰余が生じた場合には、割り戻し金として還元されます（割り戻し金のお支払いはお約束するものではありません）。割り戻し金の支払方法は次のとおりです。

【年金開始前】増額年金：掛金払込期間中の割り戻し金を年金開始時まで毎年利息をつけてすえ置き、年金の増額にあてます。

年金コースの場合のみ

【年金開始後】年金開始時に長寿祝金と増加年金からどちらか一方を選択します。

※確定年金の場合、増加年金の選択はできません。

長寿祝金：年金開始後の割り戻し金を毎年利息をつけてすえ置き、5年ごとにお支払いします。

増加年金：年金開始後の割り戻し金を毎年利息をつけてすえ置き、5年ごとに年金の買い増しにあてます。

若いうちからの早めの加入で ゆとりの積み立てが可能となります。

ご加入にあたり、
右記にご注意ください

この「新団体年金共済」リーフレットに記載された予定受取金（受取年金額・脱退一時金など）の金額は、「新団体年金共済」の予定利率（年1.25%）で試算したものです。なお、予定利率は将来変動することがありますので、将来のお支払額を保証するものではありません。

●主な加入満年齢の年金受取額試算表 月払掛金額10,000円・年金開始年齢満60歳の場合 単位(円)

加入満年齢	払込掛金総額	契約年金額（年金受取額）例							
		年金コース							
		確定年金（10年）				終身年金			
		定額型		逓増型		定額型		逓増型	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	4,800,000	610,000	610,000	500,000	500,000	276,000	234,000	173,000	137,000
25	4,200,000	517,000	517,000	425,000	425,000	234,000	198,000	147,000	(116,000)
30	3,600,000	430,000	430,000	353,000	353,000	194,000	165,000	122,000	(97,000)
35	3,000,000	348,000	348,000	285,000	285,000	157,000	133,000	(99,000)	(78,000)
40	2,400,000	270,000	270,000	221,000	221,000	122,000	(103,000)	(76,000)	(61,000)
45	1,800,000	196,000	196,000	161,000	161,000	(89,000)	(75,000)	(56,000)	(44,000)
50	1,200,000	127,000	127,000	(104,000)	(104,000)	(57,000)	(48,000)	(36,000)	(28,000)
55	600,000	(61,000)	(61,000)	(50,000)	(50,000)	(28,000)	(23,000)	(17,000)	(13,000)

※契約年金額は、千円未満を切り捨てた額で表示しています。※年金コースで契約年金額が12万円に満たない場合はカッコを付けて表示しています。

※契約年金額が他の新団体年金共済契約と合算して12万円に満たない場合は、年金として受け取ることができませんのでご注意ください。

●各コースの一時払い掛金表(例) 単位(円)

保障開始満年齢	コース	一時払い掛金額例									
		医療コース (入院日額5,000円の場合)				介護コース (介護月額45,000円の場合)				生命コース (死亡共済金額300万円の場合)	
		終身		定期		終身 (介護共済受取期間が終身の場合)		定期 (入院日額5,000円の場合)		終身	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
55歳		2,935,200	3,249,100	1,643,580	1,385,440	2,671,533	3,761,019	2,327,400	2,250,115	2,545,500	2,436,990
56		2,937,610	3,259,570	1,627,710	1,369,320	2,676,942	3,790,251	2,309,865	2,237,640	2,560,650	2,452,530
57		2,938,740	3,269,680	1,610,370	1,352,370	2,680,911	3,819,717	2,290,005	2,224,155	2,575,770	2,468,190
58		2,938,880	3,279,300	1,591,590	1,334,490	2,683,692	3,848,688	2,267,895	2,209,200	2,590,740	2,483,910
59		2,937,920	3,288,590	1,571,340	1,315,680	2,685,897	3,876,849	2,243,910	2,192,415	2,605,500	2,499,600
60		2,935,860	3,297,470	1,549,610	1,295,910	2,688,318	3,903,876	2,218,715	2,173,635	2,620,080	2,515,350
61		2,931,160	3,304,780	1,524,820	1,273,680	2,690,541	3,929,544	2,190,820	2,151,315	2,634,300	2,530,980
62		2,923,450	3,310,920	1,496,940	1,248,910	2,690,667	3,954,006	2,158,620	2,125,015	2,648,370	2,546,640
63		2,912,910	3,315,270	1,465,720	1,221,460	2,688,660	3,976,479	2,121,640	2,094,325	2,662,230	2,562,330
64		2,899,130	3,318,250	1,430,650	1,191,330	2,684,295	3,997,305	2,078,200	2,058,885	2,675,850	2,577,960
65		2,882,230	3,319,470	1,392,180	1,158,470	2,677,527	4,015,863	2,029,560	2,018,420	2,689,320	2,593,620

※医療・介護・生命コースは発効日（年金開始日）時点における年齢、性別に応じた掛金が適用となります。上記の記載内容は2013年6月1日現在のものとなりますので詳細については保障選択時にお渡しする書類でご確認ください。

※ここに記載していないコースの掛金については全労済までお問い合わせください。

―― 契約概要と注意喚起情報について ――

この書面は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要」および「注意喚起情報」として記載したものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。「契約概要」および「注意喚起情報」はご契約内容のすべてを記載するものではありません。ご不明の点がございましたら、全労済までお問い合わせください。なお、ご加入後にご契約内容となる重要事項（「契約規定」を掲載した「ご契約のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。共済契約は団体と全労済で定めた協定書に従い募集を行うため、募集内容についてはパンフレット面に記載の内容が優先します。

新団体年金共済 ご契約のてびき

新団体年金共済

契約概要

新しく組合員になれる方へ（出資金について）

出資金をお支払いいただき組合員になっていただければ、各種共済にご加入いただけます。出資金は1口100円で、最低1口以上で、掛金とあわせて払い込みいただきます。詳しくは、裏表紙に記載の「**新しく組合員になれる方へ（出資金について）**」をご覧ください。

契約者について

新団体年金共済の契約者となる方は、新団体年金共済を実施する協力団体の構成員の方です。

加入者（被共済者）の範囲

- (1) 契約者およびその配偶者（内縁関係を含みます。ただし契約者または内縁関係にある者に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。）で、発効日現在、健康な方。※税適プランの場合は次のとおりとなります。
契約者およびその配偶者（内縁関係を含みません）で、発効日現在、健康な方。
- (2) 加入年齢
発効日現在**満15歳～満60歳**（ただし、年金開始年齢の5歳前まで）までの方です。例えば年金開始年齢が60歳の場合、加入年齢は満55歳までとなります。
※加入者となれる方の続柄および加入年齢は、団体により取り扱いが異なる場合があります。

共済商品のしくみ

【各プランについて】

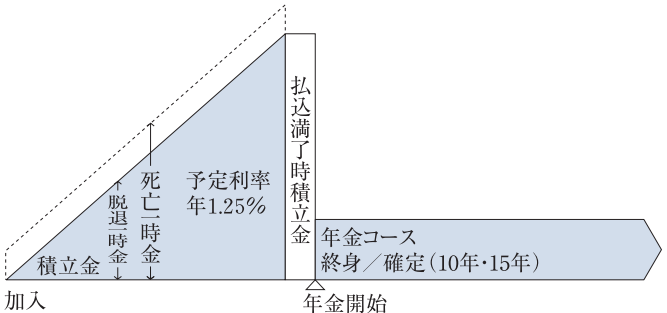
- ①税適プラン
「税制適格特則」が付帯された契約で、年金受給専用のプランです。
- ②将来保障選択プラン
「税制適格特則」が付帯されていない契約で、年金開始時に医療・介護・生命・年金の中から保障を選択できるプランです。

〈各コースの保障概要〉

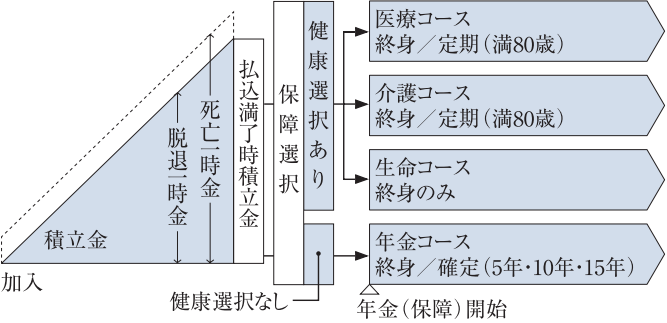
コース名	主な支払事由	保障期間
医療コース	終身医療 定期医療	病気やけがによる入院、手術、通院など 終身 満80歳まで
介護コース	終身介護 定期介護	介護初期費用、介護費用など 終身 満80歳まで
生命コース	終身生命	死亡・重度障がいとなったとき 終身
※ 年金コース	保証期間付 終身年金	終身 （保証期間は10～15年）
	確定年金	5・10・15年 （税適プランは10、15年のみ）

※税適プラン、将来保障選択プラン共通

〈税適プラン〉



〈将来保障選択プラン〉



※複数コースの選択ができます。
※実際の実施内容は、上記の範囲内で、団体ごとに協定書で定めています。
※保障内容・掛金は年金開始日時点の事業規約・年齢・性別に応じた掛金が適用されます。
※保障内容・加入限度額等の詳細については、保障選択時にお渡しする書類でご確認ください。

共済期間（契約期間）

共済契約の共済期間は、「契約の成立と効力の発生について」に規定する共済契約の発効日から「契約の消滅について」に規定する共済契約の消滅の日までとします。

契約できる限度（年金額の限度）

個人ねんきん共済と通算して、加入者1人あたりの最高限度額は**年額120万円**となります。
※通増型の増額分およびすえ置き割戻し金等による増額年金・増加年金分は、最高限度額に含みません。

共済掛金の払い込みについて

(1) 払込方法

共済掛金の払込方法および払込方法ごとの掛金額の最高限度は、次のとおりです。

- ①月払い契約
3,000円（3口）以上1,000円単位でお支払いください。ただし月額76万円（76口）を超えることはできません。
- ②半年払い契約 ③年払い契約
1万円（1口）以上1万円単位でお支払いください。ただし半年払い契約と年払い契約を合わせて200万円（200口）を超えることはできません。
※いずれの払込方法も協力団体で設定した最低口数以上の加入が必要です。

(2) 払込掛金の累計限度額

積立期間（掛金払込期間）中に払い込む掛金の累計額には**限度**があります。最高限度は、加入者1人につき、**最高6,000万円**です。
※このほかに、**年金額の限度120万円**（前述の「**契約できる限度（年金額の限度）**」を参照）も超えないように掛金を設定してください。

(3) 払込方法の変更

共済掛金の払込方法は、次のように変更することができます。

①変更の種類
ア. 月払い ↔ 半年払い イ. 月払い ↔ 年払い ウ. 半年払い ↔ 年払い

②変更日
発効日の年応当日からになります。

(4) 払込方法の組み合わせ

上記(1)の①から③の払込方法を組み合わせることで加入することができます。組み合わせ方法は、団体ごとに定めます。例えば、月々の給与払いと年2回のボーナス払いを前提とし、月払い契約と半年払い契約を併用するなどです。

共済掛金の払込経路と払込期日について

払込経路と払込期日は、次のいずれかとなります。協力団体ごとに協定で定めます。

- (1) 団体一括払い込み
協力団体で給与引き去り等により集約し、払込方法ごとの応当日の前日までに金融機関から払い込みます。
- (2) 個別払い込み（口座振替）
払込方法ごとの応当日の前月の28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定の金融機関の契約者の口座より自動的に口座振替されます。

共済掛金の随時払いについて

共済掛金の随時払いとは、通常の払込方法による払い込みに加えて、まとまった金額を共済掛金として払い込むことをいいます。ご希望の方は所属する団体を通じて全労済にお申し出ください。

(1) 随時払いの単位

1口10,000円として10口以上で払い込みます。

(2) 払込期日

随時払いは、通常の払込方法ごとの応当日の前日までに行うことができます。払い込まれた共済掛金は、通常払込に加えて応当日より積立金に充当されます。

(3) 随時払いの制限について

年金開始日の5年以前に随時払いをする場合には、1回に払い込む共済

掛金は200万円以内です。払い込む随時払い掛金の累計限度は1,500万円までとなります。なお、**年金額の限度120万円**（前述の「**契約できる限度（年金額の限度）**」を参照）も超えないように払込額をご確認ください。

死亡一時金のお支払いについて（積立期間中の保障）

積立期間中に加入者が死亡されたときは、その時点で積み立てた積立金に払込方法ごとの1回分の掛金額（随時払いは除く）を加えた額を死亡一時金としてお支払いします。

共済金のお支払いについて（年金のお支払いについて）

年金開始日が近づきましたら、全労済から契約者に「新団体年金共済 年金請求書 兼 新総合医療共済・新せいめい共済加入申込書」等必要な書類一式をお送りしますので手続きをお願いします。

年金・共済金の請求について

年金・共済金の支払事由が発生した場合は、直ちに所属する団体を通じて全労済へご連絡ください。ご連絡をいただき、請求書等必要な書類一式をお送りしますので、受取人の方は遅滞なく**年金・共済金の請求**を行ってください。

年金・共済金の受取人について

受取人は、受け取る年金・共済金の種類で次のとおりとなります。

(1) 年金受取人

加入者が契約年金の受取人となります。ただし、将来保障選択プランは、加入者の同意および全労済の承諾を得て、年金開始時に契約者を受取人に指定することができます。

(2) **死亡共済金受取人（死亡一時金または遺族年金・遺族確定年金の受取人）**
死亡共済金の受取人は契約者となります。契約者と加入者が同一人の場合は、次に定める順序となります。なお②から⑤については先に列記されている方が上位となります。

- ①共済契約者の配偶者
②共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
③共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
④②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
⑤③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ※死亡共済金の受取人は、共済事由が発生するまでは所定の書類により加入者の同意と全労済の承諾を得て、上記の範囲内または上記以外の契約者の親族に指定または変更することができます。ただし、税適プランの場合、加入者の死亡時にその配偶者が生存しているときは、死亡共済金（死亡一時金を除く）の受取人は、指定に関わらず配偶者となります。
※死亡共済金の支払事由が発生する前に、指定された死亡共済金受取人が死亡されたときは、指定がなかったものとして上記①～⑤の順序によりお支払いします。また、死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の受取人に支払ったときはその支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。
※遺族年金・遺族確定年金を受給中の受取人が死亡されたときには、残期間分の年金現価を一時金としてその受取人の相続人にお支払いします。

年金開始時の契約の承継

年金受取人（加入者）が契約者と同一でない場合には、年金が開始される日より契約者の契約に関する権利義務は年金受取人に承継されます。この場合に、契約の承継人となられた方は、全労済の組合員となっていただきます。

掛金の所得控除について

新団体年金共済は、一定の条件をみたす契約について、所得税法に定める個人年金保険料（共済掛金）控除の対象となります（税適プラン＝「税制適格特則」が付帯した契約のことをいいます。以下同じ）。税適プランではない契約（将来保障選択プラン）は、一般の生命保険料（共済掛金）控除の対象となります。

(1) 適用条件

新団体年金共済を実施する団体ごとに、税適プランの契約の取り扱いを協定書で定めます（加入者の加入年齢によっては将来保障選択プランとなります）。

(2) 税適プランとなる契約の要件

- ①加入者の範囲が、共済契約者およびその配偶者（内縁関係にあるものを除く）であること。
②発効日現在における加入者の年齢が、満15歳～満55歳までであること。
③契約年金の受取人は加入者とする。こと。
④共済掛金の払込期間（積立期間）が10年以上であること。
⑤確定年金の場合は、年金の開始年齢が満60歳以上であること、また、支払期間が10年以上であること。

割戻し金について

全労済の毎年の決算によって剰余が生じた場合は、契約者に割戻し金として還元されます（ただし、割戻し金のお支払いはお約束するものではありません）。割戻し金は次の取り扱いとなります。

(1) 積立期間中の割戻し金

積立期間中の割戻し金は、共済掛金とともに年金開始日まで利息をつけてすえ置き、年金の増額にあてさせていただきます（「増額年金」）。ただし、積立期間中に加入者が死亡されたときには、死亡一時金と合わせて死亡共済金受取人にお支払いします。

(2) 年金支払期間中の割戻し金（年金コース）

- ①契約年金と共にお支払いする場合
次のいずれかを年金開始のときに選択します。開始後の変更はできません。
ア. 毎年すえ置いて5年ごとに「長寿祝金」として、また、死亡時には「死亡弔慰金」としてお支払いします。
イ. 毎年すえ置いて5年ごとに「増加年金」として年金の買い増しにあてます。死亡時には「死亡弔慰金」としてお支払いします。
※確定年金の場合、増加年金の選択はできません。
- ②遺族年金・遺族確定年金とともにお支払いする場合、毎年の年金と一緒にお支払いします。

注意喚起情報

クーリングオフについて

クーリングオフとは、申し込みの取り消しを意味します。申し込みの日から、申し込みの日を含めて8営業日以内でしたら、契約の申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。この場合、支払いいただいた第1回目の掛金相当額はお返します。申し込みの撤回（クーリングオフ）をする場合は、必ず書面により、共済契約の種類、申し込みの日、共済契約を申し込まれた方の氏名、住所および共済契約の申し込みの取り消しの旨を明記のうえ、署名・押印し、所属する団体を通じて全労済までご提出ください（郵送の場合は8営業日以内の消印有効となります）。

加入申込書のご記入にあたってのお願い

- (1) 加入申込書は全労済と契約を締結するものとして重要です。加入者になれる方の同意を得て、契約者自身のご記入いただき、内容を十分に確かめるのうえ署名・押印をしてください。
- (2) 提出された加入申込書の内容を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込者（契約者）に通知します。
- (3) 加入申込書に記入いただいた住所は、共済契約証書をお送りしたり、ご契約に関する通知・お問い合わせをする際の宛先になりますので、詳しく（所番地、マンション・アパート名、棟番号、室号まで）ご記入ください。

契約の成立と効力の発生について（契約責任の開始日（発効日））

加入の申し込みと初回掛金の払い込みがともに完了し、全労済がそのお申し込みに対して承諾した場合は、協定書に定める日の午前零時より契約に関する責任が開始されます。

※協力団体ごとに発効日は定められています。半年払い・年払いの発効日もそれぞれ協定書で定められています。

●初回の掛金を口座振替（口振）とする場合
申込日の翌月1日午前零時から契約の効力が発生します。ご指定の口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みは無かったものとなります。全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。
※契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

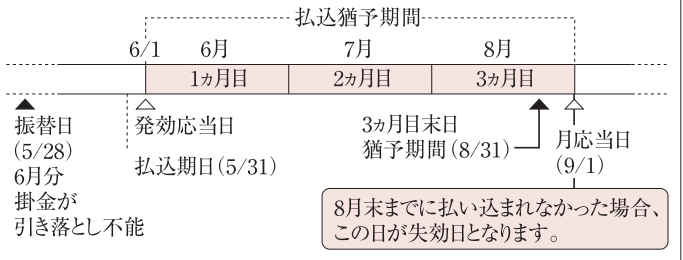
掛金の払込猶予期間と契約の失効について（共済掛金払い込みの猶予期間と失効）

共済掛金の払い込みは、払込方法ごとの応当日から3ヵ月の猶予期間があります。この期間内に共済掛金の払い込みがあれば、契約はそのまま継続となります。期間内に共済掛金の払い込みがない場合には、猶予期間の翌月1日より契約の効力を失います。

※失効となった場合、失効となる日までの未払込掛金を差し引いて、解約返戻金相当額をお支払いします。

※払込猶予期間内に共済金（死亡一時金）を支払うこととなった場合には、その共済金から未払込掛金を差し引きます。

〈例：6月分掛金から未払い込みの場合：口座振替〉



《ご注意》

- 口座振替の契約で、同一の指定口座から新団体年金共済を含めて2件以上の共済契約（個人ねんきん共済、新総合医療共済、新せいめい共済、マイカー共済、クローバー共済等）の掛金を振り替える場合には、すべての掛金を合算した金額を振り替えます。一部の共済契約のみの掛金の振り替えを指定することはできません。振替日における指定口座の残高が不足していた場合、すべての共済が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、ご注意ください。
- 掛金の延滞がある場合は、延滞分も同時に振り替えられます。

契約内容に関する届け出について（契約内容の変更について）

契約者は次の場合、所属する団体を通じて全労済へご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 契約者の氏名や住所が変更になったとき
 - ② 続柄が変更となったとき
 - ③ 加入者、共済金受取人、死亡共済金受取人（契約者が死亡共済金受取人を指定または変更した場合）の氏名が変更されたとき
 - ④ 海外に長期滞在することになったとき
- また、加入後、生活の変化に合わせて契約内容を変更することができます。
- ① 年金開始年齢または年金開始日を繰り上げること。また繰り下げること。
 - ② 払い込む掛金額の増額および減額。
 - ③ 掛金の払い込み停止および再開。
 - ④ 掛金の払込方法の変更。
 - ⑤ 将来保障選択プランから税適プランへの変更。
- ＊変更ができるのは年金開始日前までで、①～③および⑤の変更日は払込方法ごとの応当日、④の変更日は年応当日となります。
- ＊税適プランの場合、適格要件を満たさなくなる①と③の契約変更はできません。
- ＊契約を変更するときに、契約貸付（普通貸付）金または未払込掛金がある場合は、責任準備金から差し引くことがあります。

年金・共済金をお支払いできない場合

次のような場合には、年金・共済金をお支払いできません。

(1) 免責事由に該当したとき

〈死亡一時金〉

免責事由	免責の場合の取り扱い
① 加入者の発効日から1年以内の自殺のとき	契約者に加入者の死亡日における解約返戻金相当額をお支払いします。
② 加入者の犯罪行為により死亡したとき	
③ 共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき	前記①、②に同じ。 ただし加入者を死亡させた共済金受取人が共済金の一部の受取人だった場合は、その全額を他の共済金受取人にお支払いします。
④ 契約者が故意に加入者を死亡させたとき	契約者に、加入者の死亡日における解約返戻金相当額をお支払いします。
⑤ ①～④の複数に該当するとき	

〈遺族年金、遺族確定年金〉

免責事由	免責の場合の取り扱い
遺族（確定）年金受取人が故意に加入者を死亡させたとき	ア. 加入者を死亡させた共済金受取人が、共済金の全部の受取人である場合 加入者の死亡時の共済金受取人の中からその者を除いた順で、お支払いします。 イ. 加入者を死亡させた共済金受取人が、共済金の一部の受取人である場合 a. 死亡共済金受取人を指定している場合は、その全額を他の死亡共済金受取人にお支払いします。 b. 死亡共済金受取人を指定していない場合は、上記ア.に同じ

(2) 時効の場合

- ① 年金・共済金の受取人が年金・共済金の請求を3年間行わなかったときは時効となり、年金・共済金の全額または一部が支払われませんのでご注意ください。
- ② 契約者が共済掛金の返還、諸返戻金等の請求を3年間行わなかったときは、それらの返戻金等は支払われませんのでご注意ください。

(3) 次の場合にも年金・共済金はお支払いできません。

- ① 契約が無効となった場合 → 後述の「**契約の無効について**」をご参照ください。
- ② 契約が解除となった場合 → 後述の「**契約の解除について**」をご参照ください。
- ③ 契約が失効となった場合 → 前述の「**掛金の払込猶予期間と契約の失効について（共済掛金払い込みの猶予期間と失効）**」をご参照ください。

契約の解約について

契約者は、積立期間中は契約を解約することができます。その場合、脱退一時金（解約返戻金と割り戻し金の合計額）をお支払いします。ただし、随時払いで払い込んだ部分だけの解約など、契約の一部の解約はできません。

なお、**年金開始後は解約することはできません。**

新団体年金共済は、将来の生活の安定を図ることを目的としています。暮らしの変化にあわせて、契約の変更や契約貸付の制度を有効に利用し、年金開始まで継続されることをおすすめします。

《**ご注意**》積立期間が短い場合には、脱退一時金は払込掛金の累計を下回ります。

契約の無効について

次の項目に該当する場合には、契約は無効となり、共済事由が発生していた場

合でも共済金をお支払いすることはできません。この場合、すでに払い込まれた当該契約にかかる掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。

- ① 加入者が発効日にすでに死亡していた場合
- ② 加入者が発効日現在、全労済の定める加入者の範囲外であった場合
- ③ 契約年金額が最高限度額を超過していた場合の、超過分の共済契約
- ④ 契約者が加入者の同意を得ずに契約の申し込みをしていた場合
- ⑤ 契約者の意思によらず契約の申し込みがなされていた場合
- ⑥ 契約者が、発効日にすでに団体の構成員でなかったとき
- ⑦ すでに全労済の実施する他の年金共済にご加入の方が、さらに新団体年金共済に加入された場合において、全労済の実施する他の年金共済との年金額の合計が新団体年金共済の年金額の限度（120万円）を超えていたとき、新団体年金共済の超えた部分
- ⑧ 団体ねんきん共済の契約者が新団体年金共済の契約者として加入した場合
＊①～⑥、⑧に該当したときは、すでに払い込まれた掛金の全部または一部を契約者に返還します。⑦に該当したときは、最高限度を超えた年金額に相当する責任準備金をお返しします。

共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約は無効となります。＊契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。＊すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただけます。

詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったとき契約が取り消される場合があります。＊契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。＊共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金および諸返戻金等を支払っていた場合は、返還していただけます。

契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 契約者または共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
- (3) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4) 他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5) 上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が契約の存続を不適当と判断したとき
- (6) 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、共済契約申込書の記載事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
ただし、以下の場合は除きます。
 - ① 共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ② 全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 - ④ 共済契約の発効日から2年以内に共済事故が生じなかったとき
- (7) 契約者が年金開始日前において団体の構成員でなくなったとき
- (8) 年金開始日前において、契約年金額が12万円に満たないとき。この場合には、随時払いによる年金額の増額をしていただくか、解約の手続きによる一時金での受け取りとなります。
- (9) 掛金の払い込みを停止したとき、その契約の責任準備金額が10万円に満たないとき
＊上記(6)②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。
＊(7)～(9)に該当して契約が解除となったとき、解約返戻金相当額をお返しします。

契約の消滅について

次の場合に共済契約は消滅します。

- (1) 終身年金または確定年金のお支払いが終了した場合
- (2) 遺族年金または遺族確定年金のお支払いが終了した場合
- (3) 加入者の死亡により死亡一時金をお支払いした場合

加入者による契約の解除請求について

- (1) 加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は年金開始日の前日までに限り契約者に対し、契約を解除すること

を求めることができます。

- ① 契約者または共済金受取人に前述の「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき
 - ② ①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ③ 契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2) 契約者は上記①～③のいずれかに該当する場合において、加入者から解除請求があったときは、全労済の定める方法により、契約を解除しなければなりません。
- (3) 加入者は上記(1)①～③の場合で、かつ契約者が契約解除請求に応じないときは、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4) (3)の解除請求を受けた場合には、全労済は、将来に向かって契約を解除することができます。
- (5) (4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

計算基礎率とその変更について

新団体年金共済は、あらかじめ設定した予定利率・予定死亡率・予定事業費率にもとづいて、積立期間中に積み立てられた積立金を原資として、年金開始日時点で適用されている年金種類ごとの年金原資表にあてはめて年金額を算出するしくみです。この積立期間中または年金開始後の予定利率、予定死亡率および予定事業費率（付加掛金率など）を計算基礎率といます。厚生労働大臣の認可を得て制度改正が行われ、計算基礎率が変更となったときは、それ以後にご加入の契約だけではなく、すでにご加入の契約を含めた新団体年金共済の契約全体に、変更後の計算基礎率が適用されます。ただし、すでに年金の支払いを開始している契約については、年金額の変更は行われません。計算基礎率を変更するときは、あらかじめ共済契約代表者（協力団体代表者）を通じ、契約者にご連絡します。

個人情報保護に関する事項

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただいています。これらお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、

各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

＊個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（＊詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください）。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。全労済に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の**全労済都道府県本部**までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「(社)日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

(社)日本共済協会 共済相談所

■電話 03-5368-5757

■受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員および出資金について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組

- 合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失 (2) 死亡 (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。